



申請

印鑑持参のうえ、高年福祉 課介護保険担当へ減免申請 べて半分以下に減るかた 書・収入がわかる書類(離職

票等)を提出 けたとき 等の財産に著しい損害を受 震災・風水害・火災等で住宅

事業または業務の休廃止、

五割以内を減免します。

失業その他の理由により所

得が二分の一以下、もしく

■対象

保険料段階が第四~九段階

用)します。

来年度に見込まれる保険料

【介護サービス利用者負担の減免】

申請

印鑑持参のうえ、高年福祉

課介護保険担当へ減免申請

書・り災証明書、収入がわか

る書類を提出

申請

保険医療助成課医療助成担

災害等の特別な理由により

在宅サー ビス、福祉用具の

得の減少の度合いに応じて 大幅に減少するかたは、所 家族の所得が前年に比べて

段階の金額に減額(申請の

あった月から年度末まで適

で次の

全てに該当する

認定を受けたかたは、利用

者負担を一割以下に減免し

保険医療助成課 医療助成担当

長寿医療(後期高齢者医療)

割を負担することが一時的 購入・住宅改修の費用の一

に困難な要介護・要支援の

■要件 ると見込まれるかた 今年 が減り、保険料段階が下が 等の特別な事情により収入 年間の所得が、前年に比 生計中心者の失業・死亡

当するかた

所得が半分以下になる見込みのかた】

長寿医療(後期高齢者医療)

被保険者の保険料所得割の

八割以内、または均等割の

いずれかの要件に該

要介護者等生計維持者が

■要件 ■対象

の休廃止や著しい損失、失業 等で著しく減少したとき 収入が著しく減少したとき の重大な障がいや長期入院で 生計維持者の収入が、事業 生計維持者が、死亡し、心身 生計維持者の収入が、干 ■対象

■ 要 件 今年の所得の見積額が前年 の旧ただし書所得に比して

いるかた

準負担額減額認定申請書を

医療(後期高齢者医療)被保 減少する見込みのある長寿 込額が二割軽減基準以下に はそれに伴い世帯の所得見

の不作や不漁等で著しく減

ばつ・冷害等による農作物

少したとき

介 護

> 保 険

> 関

係

高年福祉課 介護保険担当

■概要 失業などにより、本人やご

【介護保険料の減免】

高齢のかた <u>への</u> 減額等

個人市・県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016/ 高年福祉課 **23**38-2044

概要	要件	申請
【非課税】 所得が125万円以下で、同時 に介護保険で「要介護1」以上 に認定された65歳以上のかた で、障がい者(または特別障が い者)控除対象者認定書を交付 されていること	本人の前年中 の所得が125万 円以下で、障が い者(または特 別障がい者)腔 除対象者認定書 を交付されてい ること	税控除については、 確定申告書または市 申告書・障がい者控 除対象者認定書を、 課税課市民税担当へ。 障がい者控除対象 者認定については、 高年福祉課へ
【所得控除】 介護保険で「要介護 1」以上 に認定された65歳以上のかた で、障がい者(または特別障が い者)控除対象者認定書を交付 された場合、障がい者控除とし て26万円、特別障がい者控除と して30万円を控除	障がい者(または特別障がい者)控除対象者で、認定書を交付されていること	税控除については、 確定申告書または市 申告書・障がい者控 除対象者認定書を、 課税課市民税担当へ。 障がい者控除対象 者認定については、 高年福祉課へ

保険医療助成課 医療助成担当

数2037

医

療 費

関 係

■対象 税のかた

六十五歳以上七十歳未満の かたで市区町村民税が非課

■ 対 象

老人医療受給者

なります。

により、老人医療対象者と

■概要 災害等の特別な事情により

医療費の一部負担金を減免

が一定額未満の場合、申請 のかたの収入金額の合算額

かたがおられる場合で、 税所得金額が一定額以上の

同一世帯の六十五歳以上

【老人医療の適用】

同一世帯の六十五歳以上の

かたの中に市区町村民税課

申請

奥池

■ 概 要 【医療費一部負担金の助成】

■対象 災害等の特別な事情により 医療費の一部負担金を減免 長寿医療(後期高齢者医療) もしくは徴収猶予します。

■ 概 要 【負担割合の引き下げ】 三割負担のかたでも高齢者

■対象 長寿医療 後期高齢者医療 収入金額の合算額が一定 長寿医療 後期高齢者医 世帯員(七十歳以上のかた・ 町村民税の課税所得金額が 額未満の場合、申請により 百四十五万円以上のかたが 局齢者世帯員の中に、市区 被保険者のうち同一世帯の 一割負担に引き下げます。 被保険者を含む)の 申請 ■ 対 象

保険料の納付が著しく困難 であること 二分の一以下に減少し、 ■ 要 件

申 認定された場合

料減免申請書、今年の所得 当へ、後期高齢者医療保険

の見積額を証する書類を提出

保険医療助成課医療助成担 担金免除·徴収猶予申請書、 および事由に該当することを 当へ後期高齢者医療一部負 明らかにできる書類を提出

災害等の特別な事情により 医療費の一部負担金の支払 いが一時的に困難であると ■要件

場合)

合は三百八十三万円未満の

の場合(高齢単身世帯の場 合算額が五百二十万円未満 高齢者世帯員の収入金額の

申請 印鑑持参の上、保険医療助成 の確定申告の写し等、収入金 額の確認できる書類の写しを 者医療被保険者証·該当年度 課医療助成担当へ、後期高齢

■ 概 要 【限度額適用·標準負担額減額認定】 医療費、入院時食事料の 部負担金を減額します。

長寿医療 後期高齢者医療 長寿医療(後期高齢者医療) 被保険者

高齢者医療限度額適用·標 助成課医療助成担当へ後期 印鑑持参のうえ、保険医療 被保険者で、市区町村民税 非課税世帯に属するかた

■ 要 件 同一世帯の六十五歳以上の かたがおられる場合で、同 百二十万円未満の場合 たの収入金額の合算額が五 金額が百四十五万円以上の かたの中に市民税課税所得 一世帯の六十五歳以上のか

【老人医療一部負担金の助成】 助成課医療助成担当へ健康 印鑑持参のうえ、保険医療 告の写し等収入金額の確 保険証、該当年度の確定申 認できる書類の写しを提出 申請 要件

当へ減免申請書および事由 保険医療助成課医療助成担 担金の支払いが一時的に困 災害または失業等特別な事 できる書類を提出 難であると認定された場合 情により、医療費の一部負 に該当することを明らかに